

工事請負契約の変更について

平成 24 年 9 月 28 日相模原市議会 9 月定例会において議案第 99 号として議決を経て契約した工事請負契約(旧南清掃工場解体工事)について、契約金額「503,895,000 円」を「525,473,400 円」に、履行期限「730 日以内」を「849 日以内」に変更する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

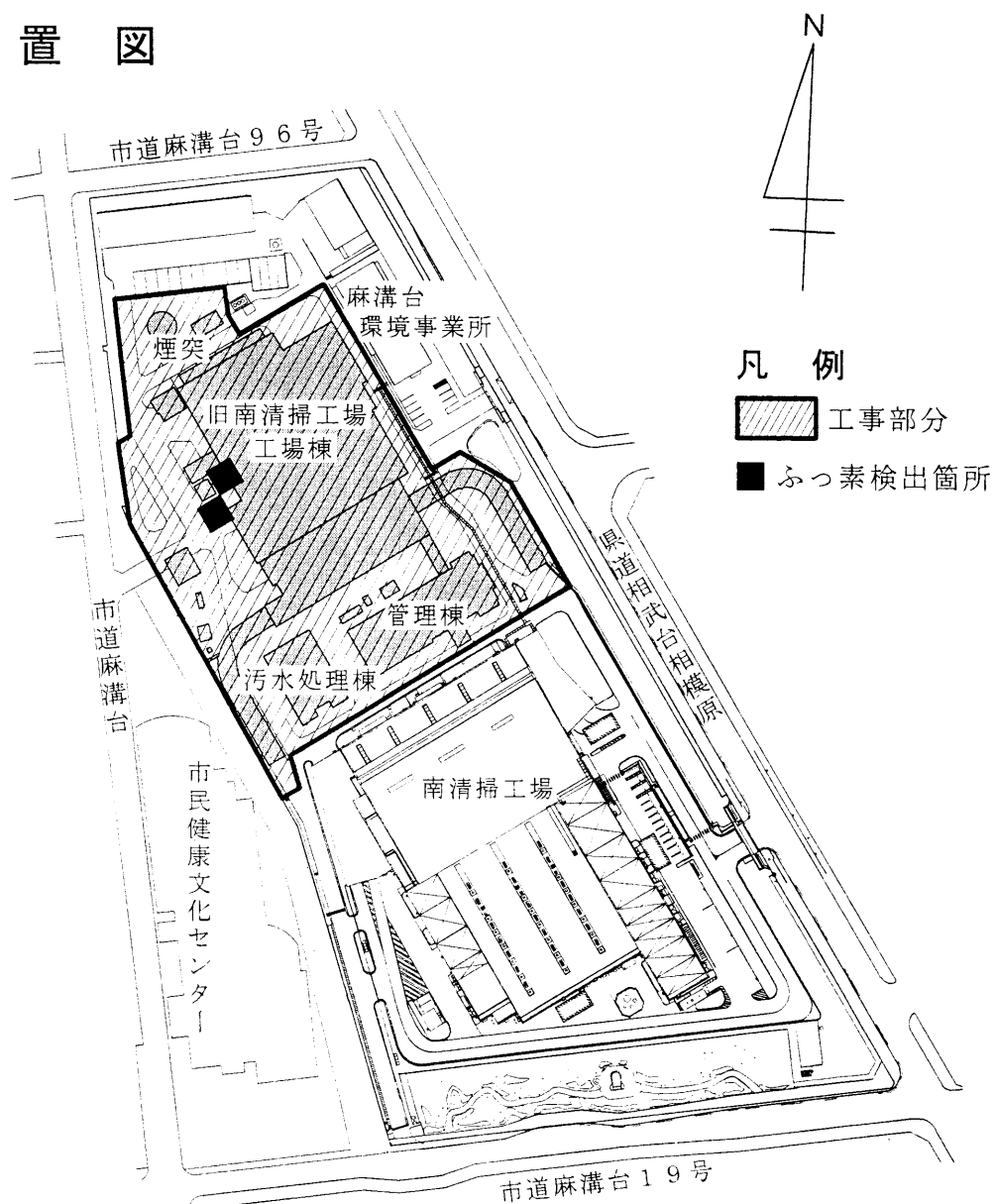
提案の理由

旧南清掃工場解体工事の施工場所において、建物下部の土壌調査を行ったところ、一部の箇所において基準値を超えるふっ素が検出されたことに伴い、汚染土壌の入替え等に係る費用の増額及び工事期間の延長をする必要が生じたため、契約金額及び履行期限の変更をいたしたく提案するものである。

案内図



配置図



施設の概要

処理規模	600 t / 24 h (200 t / 24 h × 3 炉)	
処理方式	連続燃焼式ストーカ炉	
設置年月	昭和55年12月	
主な施設、 構造等	工場棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下1階地上6階建、建築面積5,006㎡、延べ床面積10,781㎡
	煙突	鉄筋コンクリート造、内径9m～6m、高さ80m
	管理棟	鉄筋コンクリート造地上2階建、建築面積968㎡、延べ床面積1,827㎡
	汚水処理棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、建築面積481㎡、延べ床面積914㎡

議案第 2 5 号関係資料(その 2)

旧南清掃工場解体工事請負契約の概要

工 事 の 場 所	相模原市南区麻溝台 1 5 2 4 番 1	
契 約 の 相 手 方	横浜市中区日本大通 1 8 番地 安藤・間・古木建設共同企業体 代表者 株式会社安藤・間横浜営業所 所長 星 俊 雄	
本契約締結年月日	平成 2 4 年 9 月 2 8 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	5 0 3 , 8 9 5 , 0 0 0 円	5 2 5 , 4 7 3 , 4 0 0 円
履 行 期 限 (契約書上の完成期限)	本契約締結の日から 7 3 0 日 以内 (平成 2 6 年 9 月 2 6 日)	本契約締結の日から 8 4 9 日 以内 (平成 2 7 年 1 月 2 3 日)

議案第 25 号関係資料(その 3)

旧南清掃工場解体工事請負契約を変更する理由

次に掲げる理由により契約金額を変更(21,578,400 円の増額)するとともに、履行期限を変更(119 日の延長)するものである。

旧南清掃工場解体工事の施工場所のうち、工事着手前に調査が可能であった建物下部以外の箇所については、事前に土壌調査を実施したところ、一部の箇所において重金属及びダイオキシン類が検出されたため、本契約において汚染土壌の入替え等を行うこととした。

一方、工事着手前に調査ができなかった建物下部については、本契約の中で調査を行うこととしており、建物内の残留物の除去及び清掃後に土壌調査を実施したところ、一部の箇所において、基準値を超えるふっ素が検出された。

このため、建物基礎等の解体工事における汚染土壌の飛散防止のための養生、汚染土壌の撤去、撤去後の当該箇所における土壌調査、土壌の埋め戻し等に係る費用を増額するとともに、工事期間を延長する必要が生じた。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 26 年 4 月 1 日
- 3 契約の金額
16,045,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
氏名 中元 文徳
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

指定管理者の指定について
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原麻溝公園第 2 競技場
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号
名 称 相模原市体育協会グループ
- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原麻溝公園第 2 競技場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 27 号関係資料(その 1)

相模原市体育協会グループの概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
公益財団法人相模原市体育協会
東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号
株式会社 N T T ファシリティーズ
東京都中野区東中野 3 丁目 2 0 番 1 0 号
日本体育施設株式会社
相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号
株式会社ギオン

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市体育協会	平成元年 10 月 26 日 設立 平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
株式会社 N T T ファシリティーズ	平成 3 年 10 月 18 日 設立 平成 18 年 7 月 1 日 株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズから株式会社 N T T ファシリティーズに改称
日本体育施設株式会社	昭和 46 年 5 月 10 日 設立
株式会社ギオン	昭和 47 年 5 月 20 日 設立 平成 13 年 1 月 5 日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市体育協会	役員 17 名 職員 33 名	基本財産 111,020 千円

株式会社NTTファシ リティーズ	役員 20名 従業員 2,873名	資本金 12,400,000千円
日本体育施設株式会社	役員 6名 従業員 113名	資本金 43,500千円
株式会社ギオン	役員 5名 従業員 1,470名	資本金 46,720千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相 模原市体育協会	<p>ア スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進</p> <p>イ スポーツ団体、選手、指導者等の育成指導、支援及び表彰</p> <p>ウ スポーツを通じた交流の促進</p> <p>エ スポーツに関する情報の収集及び提供</p> <p>オ スポーツ活動の機会・場の提供</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社NTT ファシリティー ズ	<p>ア 建築物・工作物全般、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システムに係る次に掲げる業務</p> <p>(ア) 設計、監理及び工事の請負</p> <p>(イ) 保守、維持管理及び修繕</p> <p>(ウ) コンストラクションマネジメント(発注主代理による建設プロジェクトの管理及び調整)</p> <p>(エ) 清掃、害虫駆除及び環境測定</p> <p>イ 次に掲げる事項に係る企画及びコンサルティング</p> <p>(ア) 不動産、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システム</p> <p>(イ) 不動産、建築設備、インテリア及び建築物の利用環境等に関する経営管理活動(ファシリティマネジメント)</p> <p>(ウ) 環境改善及び環境保全</p>

	<p>ウ 不動産及び電気通信・コンピュータ用電力設備に係る 売買、交換、賃貸、管理及び仲介</p> <p>エ 警備業務</p> <p>オ 駐車場の管理運営業務</p> <p>カ 自家用発電装置・冷暖房装置並びにそれに係る電気及び熱源供給システムの開発、設計、監理、保守、販売、賃貸及び工事の請負</p> <p>キ コージェネレーションシステム(電気・熱併給発電システム)等による電気供給事業及び熱源供給事業</p>
<p>日本体育施設株式会社</p>	<p>ア 総合グラウンド及び各種運動場の基本計画、設計、施工、請負及び監理</p> <p>イ 体育施設の設計及び施工</p> <p>ウ 土木工事・造園工事・舗装工事・防水工事の設計、施工、請負及び監理</p> <p>エ 建築工事業</p> <p>オ 上記工事に関する調査及び測量並びにそれに必要な資材・機械類の輸出入及び販売</p> <p>カ 各種床材及び建材の輸出入及び販売</p> <p>キ スポーツ施設用機具及びスポーツ用品の輸出入、販売及び賃貸</p> <p>ク 人工芝の販売、設置及び施工</p> <p>ケ 各種スポーツ施設の管理、賃貸及び運営</p> <p>コ 公園の管理・運営の受託及び各種催物のためのイベント施設の賃貸</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p>

	キ 搬送装置製造販売 ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 ケ 警備業 コ 清掃業
--	---

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市体育協会	相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) ※ 共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社NTTファシリティーズ	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 静岡県立水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) ウ 静岡県草薙 ^{くさなぎ} 総合運動場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 大田区総合体育館の指定管理者(平成24年3月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
日本体育施設株式会社	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 中野区上高田運動施設、哲学堂運動施設及び哲学堂公園並びに妙正寺川公園運動広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 仙台市七北田公園の一部(仙台スタジアム及び体育館を含む。)の指定管理者(平成19年4月から現在に至る。) エ 北九州市本城球場、本城陸上競技場及び本城運動場の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

株式会社ギオン

イ 町田市小野路公園、鶴川中央公園及び鶴川1号緑地の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

ウ 町田市町田中央公園、木曾山崎公園、鶴間公園、日向山公園(運動施設のみ)及び忠生公園(運動施設のみ)の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第 27 号関係資料(その 2)

相模原麻溝公園第 2 競技場の指定管理者の選考について

相模原麻溝公園第 2 競技場(以下「対象施設」という。)の指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)附則第 5 項及び第 6 項の規定により平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場(以下「競技場等」という。)の指定管理者として指定された相模原市体育協会グループ(以下「候補団体」という。)に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(2)ウのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体が既に指定管理者となっている競技場等と一体的に管理運営を行わせることにより、効率的な管理運営が期待できること。
- (4) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、競技場等の指定管理者として指定されたもの

(2) 審査

競技場等に係る指定管理者選考委員会の委員による競技場等の管理運営状況に係るモニタリングに併せて、候補団体を対象施設の指定管理者とすることについて委員から意見を聴取し、それを踏まえ、評価基準に基づき採点を行った。

ア 意見聴取した委員

相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、公認会計士 1 名及び有識者 1 名
計 3 名

イ 委員からの意見聴取結果

(ア) 競技場等の管理運営状況は良好であり、このことから、候補団体は、同種の施設である対象施設の指定管理者として適格であると認められる。

(イ) 競技場等の職員との兼務による効率的な人員配置やスケールメリットを生かした管理運営が期待できることから、競技場等の指定管理者を対象施設の指定管理者として指定し、一体的に管理運営を行わせるべきである。

(ウ) 候補団体の経営状況は良好であり、管理運営の対象として新たに対象施設を追加しても継続的に管理運営することができるものと認められる。

ウ 評価基準・評価結果

候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
評価基準に基づく評価	事業計画・収支予算			
	内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	4	3
		市民サービス水準の確保と向上	8	6
		施設等の維持管理の計画・内容	8	6
		年間事業計画の理念・内容	8	6
		団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	8	8
		管理に必要な人員の配置と業務体制	8	6
		利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	8	4
		収支計画	8	6
	小 計		60	45
	管理を行う能力			
	内 訳	申請団体の経営状況	8	8
		組織・人員体制	4	3
		雇用及び労働条件	4	2
		申請団体の事業実績	4	4
		施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	8	6
		個人情報保護及び情報公開の体制	4	2

	公共性への取組	4	3
	法令等の遵守	4	2
	小 計	40	30
	合 計	100	75

備考 評価基準に基づく評価の合計得点における最低基準得点は、50点とした。

市道の廃止について
次のとおり、市道の路線を廃止する。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
当麻 72 号	南区当麻 2670 番 1 地先	南区当麻 2669 番 1 地先	1.8	117	別図
当麻 74 号	南区当麻 2595 番地先	南区当麻 2596 番地先	1.8	341	
当麻 76 号	南区当麻 2663 番地先	南区当麻 2651 番地先	1.8	125	
当麻 90 号	南区当麻 2650 番 52 地先	南区当麻 2650 番 1 地先	1.2	445	
当麻 91 号	南区当麻 2650 番 86 地先	南区当麻 2650 番 84 地先	6.0	38	
当麻 92 号	南区当麻 2628 番 1 地先	南区当麻 2603 番地先	1.8	80	
当麻 93 号	南区当麻 2650 番 53 地先	南区当麻 2650 番 1 地先	1.8	650	
当麻 94 号	南区当麻 2575 番 42 地先	南区当麻 2575 番 29 地先	1.5	214	
当麻 185 号	南区当麻 2605 番地先	南区当麻 2614 番 2 地先	1.8	130	
当麻 187 号	南区当麻 2575 番 7 地先	南区当麻 2537 番 1 地先	5.3 ~ 5.4	115	


提案の理由

当麻宿地区土地区画整理事業に伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により提案するものである。

別 図

1 案内図

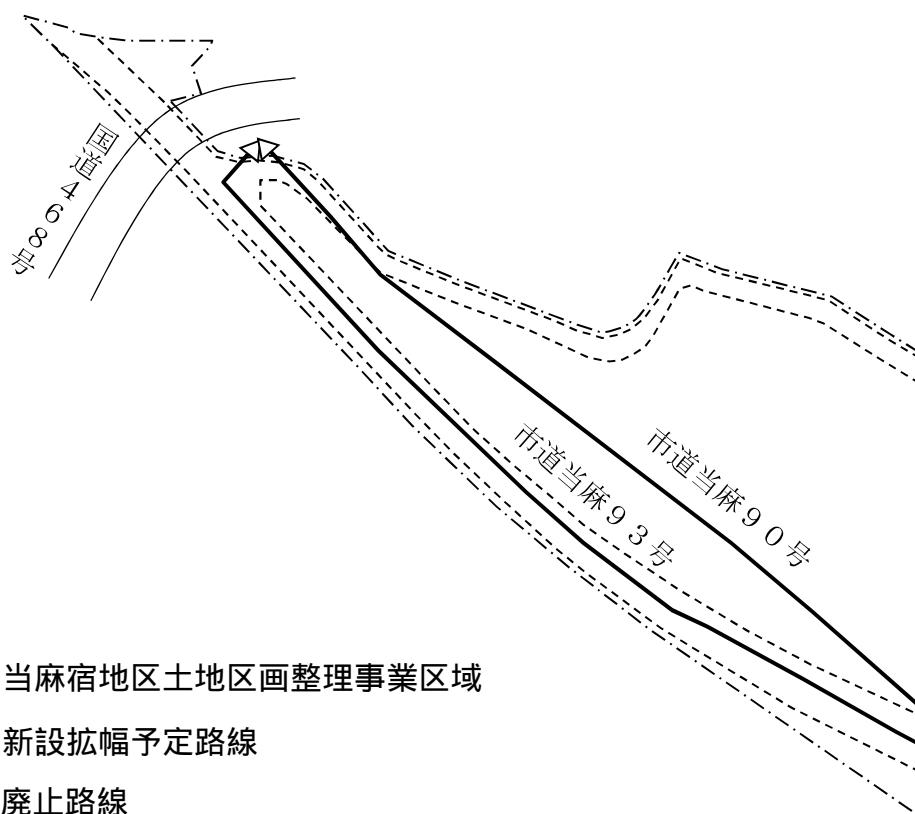


凡 例
 当麻宿地区土地区画整理事業区域

2 道路の概要

路線名及び路線の所在	路線名	路線の所在
路線名及び路線の所在	当麻 72 号	南区当麻 2670 番 1 外地先
	当麻 74 号	南区当麻 2595 番外地先
	当麻 76 号	南区当麻 2663 番外地先
	当麻 90 号	南区当麻 2650 番 52 外地先
	当麻 91 号	南区当麻 2650 番 86 外地先
	当麻 92 号	南区当麻 2628 番 1 外地先
	当麻 93 号	南区当麻 2650 番 53 外地先
	当麻 94 号	南区当麻 2575 番 42 外地先
	当麻 185 号	南区当麻 2605 番外地先
	当麻 187 号	南区当麻 2575 番 7 外地先
廃止の理由	当麻宿地区土地区画整理事業に伴う廃止	

3 路線図



凡 例

- 当麻宿地区土地区画整理事業区域
- 新設拡幅予定路線
- 廃止路線

市道当麻 72 号	市道当麻 92 号
幅員 1.8m	幅員 1.8m
延長 117m	延長 80m
市道当麻 74 号	市道当麻 93 号
幅員 1.8m	幅員 1.8m
延長 341m	延長 650m
市道当麻 76 号	市道当麻 94 号
幅員 1.8m	幅員 1.5m
延長 125m	延長 214m
市道当麻 90 号	市道当麻 185 号
幅員 1.2m	幅員 1.8m
延長 445m	延長 130m
市道当麻 91 号	市道当麻 187 号
幅員 6.0m	幅員 5.3m ~ 5.4m
延長 38m	延長 115m

